

令和2年4月11日

組長各位

花見1・2・3・4区長

死亡見舞い金支払いについてのお願い

各組において、不幸にも組員及び家族の方が亡くなられた場合は、組長は早急に区長まで連絡して下さい。原則として区長が、告別式・初盆に参列致します。又、香典として5,000円をお供えさせていただきます。

尚、半年以内に死亡報告の届け出がない場合は、支払いをすることが出来ませんので注意して下さい。

※注 記

死亡見舞金の支払いについては、区費の納金がなされている世帯で花見区に在籍している人に限ります。